

業 務 等 質 問 回 答 書

提出日：令和2年2月21日

発注機関名	総務部 税務課	公 告 日	令和2年2月7日
業 務 名	令和2年度自動車税（種別割）納期内納付促進のための広報宣伝業務		
業務箇所名	長野県内一円		
質 問 内 容	<p>質問①</p> <p>「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変更になるとのことですが、制作物上の表記やCM内での読み方（通称）も「自動車税種別割」とした方がよろしいでしょうか？その場合、スローガンも変更になりますでしょうか？</p> <p>質問②</p> <p>SNS 広告の実施にあたり、広告用アカウントを作ることが必要となります。公式メールアドレスでの登録がよろしいかと思われませんが、ご対応可能でしょうか？（費用はかかりません）</p>		

回答日：令和2年2月26日

回 答	<p>質問①について</p> <p>制作物上の表記やCM内での読み方（通称）も「自動車税種別割」と統一して頂きます。</p> <p>また、納期内納付促進キャンペーンスローガンも現行の「自動車税」の箇所を「自動車税種別割」と変更することとします。</p> <p>質問②について</p> <p>SNS 広告の実施に係る広告用アカウントの開設に必要なメールアドレスは受注者で取得して頂くことを想定していますので、発注者からの提供予定はありません。</p>		
-----	--	--	--